

介護保険施設等運営指導基準

練馬区福祉部指導検査担当課

運営指導基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態		根拠の提示	改善報告
C	文書指摘	<p>福祉関係法令および福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。</p>	<p>法令等、具体的かつ直接的な根拠が必要</p>	<p>期限を定めて改善報告を行うよう指導</p>
B	口頭指導	<p>福祉関係法令および福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。</p> <p>なお、福祉関係法令以外の関係法令またはその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。</p> <p>ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合または正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。</p>	<p>法令等、具体的かつ直接的な根拠が必要</p>	<p>不要</p>
A	助言指導	<p>法令および通達等のいずれにも適合しているが、必要と判断した場合、適正な運営に資するものと考えられる範囲で、水準向上のための「助言指導」を行う。</p>	<p>直接的な根拠まで求めないが、具体的な理由の説明が必要</p>	<p>不要</p>

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業

運営指導基準

— 令和6年4月1日適用 —

練馬区福祉部指導検査担当課

- 「法」＝介護保険法(平成9年法律第123号)
- 「則」＝介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)
- 「条例」＝練馬区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営等の基準に関する条例(平成24年12月練馬区条例第58号)
- 「省令」＝指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)
- 「基準について」＝指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日老計発第0331004号他)
- 「告示」＝指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)
- 「留意事項」＝指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号他)
- 「利用者等告示」＝厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年厚生労働省告示第94号)
- 「大臣基準告示」＝厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)
- 「施設基準告示」＝厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号)
- 「通所介護費等の算定方法告示」＝厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生労働省告示第27号)
- 「厚生労働大臣が定める地域告示」＝厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号)
- 「厚生労働大臣が定める中山間地域告示」＝厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年厚生労働省告示第83号)
- 「独自報酬基準要綱」＝練馬区指定地域密着型サービスに係る独自報酬基準に関する要綱(平成20年3月31日19練福介第5798号)

運営指導基準（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

事 項	基本的な考え方および観点	根拠法令等	確認書類等	評価
第1 総則	<p>1 指定地域密着型サービスの事業の一般原則</p> <p>(1) 利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。</p> <p>(2) 指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、区、他の地域密着型サービス事業者または居宅サービス事業者その他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。</p> <p>(3) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</p> <p>(4) 指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。</p>	<p>条例第3条</p> <p>基準について第3の1の4(1)</p>		<p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
第2 基本方針等	<p>1 基本方針</p> <p>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回または随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものであるか。</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>区条例第6条に規定する援助等を行うため、つぎの各号に掲げるサービスを提供しているか。</p> <p>(1) 訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う</p>	<p>条例第6条</p> <p>条例第7条 基準について第3の1の2(1)①ロ</p>	<p>・運営規程 ・パンフレット等</p> <p>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書</p>	<p>C</p> <p>C</p>

	<p>日常生活上の世話</p> <p>(2) あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者またはその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行うまたは訪問介護員等の訪問もしくは看護師等による対応の可否等を判断するサービス(以下「随時対応サービス」という。)</p> <p>(3) 随時対応サービスにおける訪問の可否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話(以下「随時訪問サービス」という。)</p> <p>(4) 法第8条第15項第1号に該当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の一部として看護師等が利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話または必要な診療の補助(以下「訪問看護サービス」という。)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供記録 	
<p>第3 人員に関する基準</p>	<p>1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数</p> <p>(1) オペレーター</p> <p>① 随時対応サービスとして、利用者またはその家族等からの通報に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者(以下「オペレーター」という。)をサービスを提供する時間帯(以下「提供時間帯」という。)を通じて1以上確保されるために必要な数以上配置しているか。</p> <p>※ 提供時間帯を通じて1以上配置している必要があるが、事業所に常駐している必要はなく、定期巡回サービスを行う訪問介護員等に同行し、地域を巡回しながら利用者からの通報に対応することも差し支えない。</p> <p>また、午後6時から午前8時までの時間帯については、ICT等の活用により、事業所外においても、必要な対応を行うことができると認められる場合は、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。</p> <p>② オペレーターは、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士または介護支援専門員(以下「看護師、介護福祉士等」という。)を充てているか。</p>	<p>条例第8条第1項第1号 基準について第3の1の2(1)①ロ</p> <p>条例第8条第2項 基準について第3の1の2(1)①イ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務表 ・出勤簿 ・タイムカード ・サービス記録 ・職員名簿 ・雇用契約書 ・資格を確認する書類 	<p>C</p> <p>C</p>

※ 当該オペレーターがオペレーターとして勤務する時間以外の時間帯において、当該オペレーターまたは事業所の保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、または言語聴覚士（以下「看護師等」という。）との緊密な連携を確保することにより、利用者からの通報に適切に対応できると認められる場合は、サービス提供責任者として1年以上（介護職員初任者研修課程修了者および旧訪問介護職員養成研修2級修了者にあつては、3年以上）従事した者をオペレーターとして充てることできる。（この場合、「1年以上（3年以上）従事」とは単なる介護等の業務に従事した期間を含まず、サービス提供責任者として任用された期間を通算したものであること。）

③ サテライト拠点を有する事業所においては、本体となる事務所およびサテライト拠点のいずれかにおいて常時1以上のオペレーターを配置しているか。

④ オペレーターのうち、1人以上は、常勤の看護師、介護福祉士等であるか。

⑤ オペレーターは、他の職務との兼務は適切か。

※ 利用者の処遇に支障がない場合は、定期巡回サービスもしくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所、指定訪問看護事業所もしくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務または利用者以外の者からの通報を受ける業務に従事することができる。

※ オペレーターが、定期巡回サービスに従事している等、利用者の居宅において日常生活上の世話をしているときであっても、当該オペレーターが利用者からの通報を受け付けることのできる体制を確保している場合は、当該時間帯におけるオペレーターの配置要件を併せて満たす。

⑥ 併設施設の職員でのオペレーター対応は適切か。

基準について第3の1の2(1)①ロ

条例第8条第3項

条例第8条第4項
基準について第3の1の2(1)①ハ

条例第8条第5項
基準について第3の1の2(1)①へ

C

C

C

C

※ 指定短期入所生活介護事業所、指定短期入所療養介護事業所、指定特定施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院が同一敷地内または道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所のオペレーターの業務に支障がないと認められる範囲内にある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

※ 当該オペレーターの業務を行う時間帯について、当該施設等に勤務しているものとして取扱うことができる。ただし、当該職員が定期巡回サービス、随時訪問サービスまたは訪問看護サービスに従事する場合は、当該勤務時間を当該施設等の勤務時間には参入できないため、当該施設等における最低基準（当該勤務を行うことが介護報酬における加算の評価対象となっている場合は、当該加算要件）を超えて配置している職員に限られることに留意すること。

(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等

定期巡回サービスを行う訪問介護員等を、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上配置をしているか。

※ 利用者の処遇に支障がない場合は、訪問看護サービスおよび同一敷地内の指定訪問介護事業所、指定訪問看護事業所らびに指定夜間対応型訪問介護事業所の職務または利用者以外の者からの通報を受ける業務に従事することができる。

(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等

提供時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されているか。

※ 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は当該職務に専従し、かつ提供時間帯を通じて1以上配置している必要があるが、定期巡回サービスまたは同一敷地内の指定訪問介

条例第8条第1項第2号
基準について第3の1の2(1)②

C

条例第8条第1項第3号
基準について第3の1の2(1)③イ

C

護事業所もしくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができることとしているほか、オペレーターが当該業務に従事することも差し支えない。

また、午後6時から午前8時までの時間帯については、サービスの提供に支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。さらに、サテライト拠点を有する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所においては、本体となる事務所およびサテライト拠点のいずれかにおいて、事業所として必要とされる随時訪問サービスを行う訪問介護員等が配置されていれば基準を満たす。

(4) 訪問看護サービスを行う看護師等

① 保健師、看護師または准看護師（以下「看護職員」という。）は常勤換算方法で2.5以上となっているか。

※ サテライト拠点があるときは、常勤換算を行う際の看護職員の勤務延時間数に当該サテライト拠点における勤務延時間数も含めること。

※ 事業所の看護職員がオペレーターとして従事するときおよび定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画作成等において必要なアセスメントのために訪問を行うときの勤務時間については、常勤換算を行う際の訪問看護職員の勤務時間として算入して差し支えない。

※ 看護師の資格を有する者を訪問介護員として雇用する場合は、訪問介護員として雇用されているため、保健師助産師看護師法に規定されている診療の補助および療養上の世話の業務を行うものではないため訪問介護員等として定期巡回サービスおよび随時訪問サービスを行うときの勤務時間については、当該常勤換算を行う際に算入することはできない。ただし、当該勤務時間と訪問看護サービスを行う勤務時間を合算した時間数が、常勤の職員が勤務すべき勤務時間数となる場合は、当該看護職員を常勤として取扱う。

※ 事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されて

条例第8条第1項第4号ア

基準について第3の1の2(1)④ハ

基準について第3の1の2(1)④ニ

基準について第3の1の2(1)④ホ

C

<p>いる場合は、指定訪問看護における上記人員基準を満たすときは、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に規定する上記人員基準を満たしているものとみなす。</p>			
<p>② 理学療法士、作業療法士または言語聴覚士を実情に応じて適当数配置（配置しないことも可能）しているか。</p>	<p>条例第8条1項第4号イ 基準について第3の1の2(1)④チ</p>		C
<p>③ 看護職員のうち、1人以上は常勤の保健師または看護師（以下「常勤看護師等」という。）か。</p>	<p>条例第8条第9項</p>		C
<p>④ 看護職員のうち、1人以上は、提供時間帯を通じて、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者との連絡体制を確保しているか。</p>	<p>条例第8条第10項</p>		C
<p>(5) 計画作成責任者 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者のうち、看護師、介護福祉士等から1人以上を計画作成責任者として選任しているか。 ※ オペレーターの要件として認められているサービス提供責任者として3年以上従事した者については、当該資格等を有しない場合、計画作成責任者として認められない。 ※ 利用者の処遇に支障がない場合は、管理者と兼務できる。</p>	<p>条例第8条第11項 基準について第3の1の2(1)⑤</p>		C
<p>2 管理者</p>			
<p>(1) 専ら職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</p>	<p>条例第9条 基準について第3の1の2(2)①②③</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務表 ・出勤簿 ・タイムカード ・サービス記録 ・職員名簿 ・雇用契約書 ・資格を確認する書類 	C
<p>(2) 他の職務との兼務は適切か。 ※ 管理者は、オペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員等、随時訪問サービスを行う訪問介護員等または訪問看護サービスを行う看護師である必要はない。</p>			C

- ※ 管理上支障がない場合は、当該事業所のオペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員等、随時訪問サービスを行う訪問介護員等、訪問看護サービスを行う看護師等または、計画作成責任者の職務に従事できる。
- ※ 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者または従事者としての職務に従事する場合であつて、当該他の事業所、施設等の管理者または従事者としての職務に従事する時間帯も、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適切かつ適切に把握でき、職員および業務の一元的な管理・指令命令に支障が生じない時に、当該多の事業所、施設等の管理者または従事者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対してサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られる場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所または利用者へのサービス提供の現場へ駆けつけることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。）

第4 設備に関する基準

1 設備および備品等

- (1) 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な設備および備品等を備えているか。
- (2) 利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、つぎに掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させているか。
 - ① 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等

条例第10条

- ・ 平面図
- ・ 設備、備品台帳等

C

C

	<p>② 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等</p> <p>※ ①に掲げる機器等については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。</p> <p>(3) 利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しているか。</p> <p>※ 利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。</p> <p>※ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定夜間対応型訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定夜間対応型訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第51条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、(1)～(3)に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>			C
第5 運営に関する基準	<p>1 内容および手続の説明および同意</p> <p>(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>※ 重要事項説明書に盛り込むべき内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程の概要 事業の目的および運営の方針 従業者の職種、員数および職務の内容 営業日および営業時間 内容および利用料その他の費用の額 	<p>条例第11条 基準について第3の1の4(2)①、(25)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要事項説明書 ・ 契約書 ・ 利用申込書 ・ 同意に関する記録 	C

通常の事業の実施地域
緊急時等における対応方法
合鍵の管理方法および紛失した場合の対処方法
虐待の防止のための措置に関する事項
その他運営に関する重要事項

- ・従業員の勤務の体制
- ・事故発生時の対応
- ・苦情処理の体制
- ・提供するサービスの第三者評価の実施状況
(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)

(2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者またはその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、(3)で定めるところにより、当該利用申込者またはその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であってつぎに掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

※ ①電子情報処理組織を使用する方法のうちアまたはイに掲げるもの

ア 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者またはその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者またはその家族の閲覧に供し、当該利用申込者またはその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の

C

承諾または受けない旨の申出をする場合にあっては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

※ ②電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子的計算機による情報処理の用に供されるものをいう）に係る記録媒体をいう）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

(3) (2)に掲げる方法は、利用申込者またはその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものか。

※ (2) ①の「電子情報処理組織」とは、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者またはその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

※ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、(2)の規定により(1)に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者またはその家族に対し、その用いるつぎに掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書または電磁的方法による承諾を得なければならない。

① ①～②に規定する方法のうち指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が使用するもの

②ファイルへの記録の方式

(4) 前項の規定による承諾を得た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該利用申込者またはその家族から文書または電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者またはその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはいないか。ただし、当該利用申込者またはその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

C

C

<p>2 提供拒否の禁止 正当な理由なく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を拒んでいないか。</p>	<p>条例第12条</p>	<p>・利用申込受付簿</p>	<p>C</p>
<p>3 サービス提供困難時の対応 事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>条例第13条</p>	<p>・当該利用申込者へのサービス提供を他の事業者へ依頼したことが分かる書類等</p>	<p>C</p>
<p>4 受給資格等の確認 (1) 利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期間を確認しているか。 (2) 前項の被保険者証に、介護保険法第78条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するように努めているか。</p>	<p>条例第14条</p>	<p>・利用者に関する記録 (被保険者証の写等)</p>	<p>C</p>
<p>5 要介護認定の申請に係る援助 (1) 事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 事業者は、指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っているか。</p>	<p>条例第15条</p>	<p>・要介護認定申請書控</p>	<p>C</p>

6 心身の状況等の把握

事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。

条例第16条

・サービス担当者会議の記録

B

7 指定居宅介護支援事業者等との連携

(1) 事業者は、サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。

条例第17条

・サービス担当者会議の記録

B

(2) 事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。

B

8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助

事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者またはその家族に対し、居宅サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を区に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。

条例第18条

・給付管理票控

C

9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿ったサービスを提供しているか。

条例第19条

・居宅サービス計画書
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書

C

10 居宅サービス計画等の変更の援助

事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。

条例第20条

- ・利用者に関する記録
(変更があったかの確認)
- ・居宅サービス計画書
- ・訪問介護計画書
- ・サービス提供票

C

11 身分を証する書類の携行

事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に身分を証する書類を携行させ、面接時、初回訪問時および利用者またはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。

条例第21条

- ・業務マニュアル
- ・身分を証明する書類
(身分証、名札等)

C

12 サービスの提供の記録

(1) サービスを提供した際には、サービスの提供日および内容、当該サービスについて法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面またはこれに準ずる書面に記載しているか。

条例第22条
基準について第3の
1の4(12)

- ・サービスの提供の記録
- ・業務日誌

C

(2) サービスを提供した際には、具体的なサービス内容等(サービスの提供日、サービスの内容、利用者の心身の状況、その他必要な事項)を記録するとともに、利用者から申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。

C

13 利用料等の受領

(1) 法定代理受領サービスの場合は、利用者から介護報酬の1割(一定以上所得者の場合は2割または3割)の額の支払いを受けているか。

条例第23条第1項
基準について第3の
1の4(13)①

- ・サービス提供票、別表
- ・領収書控
- ・重要事項説明書
- ・運営規程

C

<p>(2) 法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じていないか。</p>	<p>条例第23条第2項</p>	<p>C</p>
<p>(3) 法定代理受領サービスに係る支払い以外で、下記の費用以外の支払いを受けていないか。</p>	<p>条例第23条第3項 基準について第3の1の4(13)③</p>	<p>C</p>
<p>※ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合に利用者から徴収することができる交通費等、運営規程に定めたもの。</p>		
<p>(4) 上記費用の額が個別・具体的に重要事項説明書等に記載され、あらかじめ利用者またはその家族にサービスの内容や費用について説明し、同意を得ているか。</p>	<p>条例第23条第4項 基準について第3の1の4(14)④⑤</p>	<p>C</p>
<p>※ 利用者へ配布するケアコール端末に係る設置料、リース料、保守料等の費用の徴収は認められない。</p>		
<p>(5) サービスを提供した費用の支払いを受けた際、利用者へ領収証を交付しているか。</p>	<p>介護保険法第42条の2第9項(準用第41条第8項)</p>	<p>C</p>
<p>(6) 上記の領収証には、保険給付による額とその他の費用による額が区分して記載されているか。</p>	<p>介護保険法施行規則第65条の5(準用第65条)</p>	<p>C</p>
<p>※ その他の費用についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分されていることが必要</p>		
<p>14 保険給付の請求のための証明書の交付 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p>	<p>条例第24条</p>	<p>・サービス提供証明書 C</p>
<p>15 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針 (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期巡回サー</p>	<p>条例第25条</p>	<p>C</p>

ビスおよび訪問看護サービスについては、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービスおよび随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行うものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにしているか。

(2) 事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図っているか。

16 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱い方針

(1) 定期巡回サービスの提供に当たっては、第 28 条第 1 項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行っているか。

(2) 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者および定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、適切な相談および助言を行っているか。

(3) 随時訪問サービスの提供に当たっては、第 28 条第 1 項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行っているか。

(4) 訪問看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携および第 28 条第 1 項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行っているか。

(5) 訪問看護サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況およびその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、適切な指導等を行っているか。

(6) 特殊な看護等を行っていないか。

条例第26条第1号

条例第26条第2号

条例第26条第3号

条例第26条第4号

条例第26条第5号

条例第26条第6号

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画
・サービスの提供の記録

C

C

C

C

C

C

(7) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	条例第26条第7号		C
(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っていないか。	条例第26条第8号 基準について第3の1の4(15)⑤		C
(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	条例第26条第9号 条例第44条第2項第5号		C
(10) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、介護技術および医学の進歩に対応し、適切な介護技術および看護技術をもってサービスの提供を行っているか。	条例第26条第10号		C
(11) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付するものとする。	条例第26条第11号		C
17 主治の医師との関係			
(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の常勤看護師等は、主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理を行っているか。	条例第27条 基準について第3の1の4(16)	・主治の医師の指示 ・訪問看護報告書	C
(2) 訪問看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けているか。			C
(3) 主治の医師に定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画(訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。)および訪問看護報告書を提出し、訪問看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図っているか。			C
(4) 主治の医師による指示の文書は、当該利用者の契約終了の日から2年間保存しているか。	条例第44条第2項第3号 基準について第3の		C

18 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成

(1) 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、定期巡回サービスおよび随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービスおよび随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成しているか。

1の4(33)

条例第28条第1項
基準について第3の
1の4(17)①

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画
- ・アセスメントシート
- ・モニタリングシート

C

(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿って作成しているか。

条例第28条第2項
基準について第3の
1の4(17)②

C

なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。

(3) サービスを提供する日時等については、当該居宅サービス計画に定められた指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が提供される日時等にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容および利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえ、計画作成責任者が決定することができる。この場合、計画作成責任者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提出しているか。

C

(4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行うアセスメントの結果を踏まえ作成しているか。

条例第28条第3項
基準について第3の
1の4(17)③④

C

(5) 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の内容等について利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。

条例第28条第6項
基準について第3の
1の4(17)⑤

C

(6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況や評価について説明を行っているか。

C

(7) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を利用者に交付しているか。

条例第28条7項
基準について第3の
1の4(17)⑥

C

<p>(8) 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該定期巡回・随時対応型訪問介護計画の変更を行っているか。</p>	<p>条例第28条第8項</p>	<p>C</p>
<p>(9) 訪問看護サービスの利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画については、定期巡回サービスおよび随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービスおよび随時訪問サービスの内容等に加え、当該利用者の希望、心身の状況、主治の医師の指示等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載しているか。</p>	<p>条例第28条第4項 基準について第3の1の4(17)④</p>	<p>C</p>
<p>(10) 計画作成責任者が常勤看護師等でない場合には、常勤看護師等は、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等の記載に際し、必要な指導および管理を行うとともに、利用者またはその家族に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の説明を行う際には、計画作成責任者に対し、必要な協力を行っているか。</p>	<p>条例第28条第5項 基準について第3の1の4(17)⑤</p>	<p>C</p>
<p>(11) (1) から(10)までに規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更について準用しているか。</p>	<p>条例第28条第9項</p>	<p>C</p>
<p>(12) 訪問看護サービスを行う看護師等(准看護師は除く。)は、訪問看護サービスについて、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しているか。</p>	<p>条例第28条第10項</p>	<p>C</p>
<p>(13) 常勤看護師等は、訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導および管理を行っているか。</p>	<p>条例第28条第11項</p>	<p>C</p>
<p>19 同居家族に対するサービス提供の禁止 事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(随時対応サービスを除く。)の提供をさせていないか。</p>	<p>条例第29条</p>	<p>・訪問介護計画書</p>
<p>20 利用者に関する区への通知 事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者がつぎの各号のいずれかに該当する場合は、遅滞な</p>	<p>条例第30条 基準について第3の</p>	<p>・区に送付した通知に係る記録 C</p>

<p>く、意見を付してその旨を区に通知しているか。</p> <p>(1) 正当な理由なしに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。</p>	1の4(18)		
<p>21 緊急時等の対応</p> <p>利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p> <p>※ 看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行っているか。</p>	<p>条例第31条 基準について第3の 1の4(19)</p>	<p>・緊急時対応マニュアル ・サービス提供記録</p>	C
<p>22 管理者等の責務</p> <p>(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者および業務の管理を、一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>(3) 計画作成責任者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整等のサービスの内容の管理を行っているか。</p>	<p>条例第32条 基準について第3の 1の4(20)</p>		C C C
<p>23 運営規程</p> <p>つぎに掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。</p> <p>(1) 事業の目的および運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数および職務内容</p>	<p>条例第33条 基準について第3の 1の4(21)</p>	<p>・運営規程 ・重要事項説明書</p>	C

- (3) 営業日および営業時間（営業日は365日、営業時間は24時間と記載しているか）
- (4) サービスの内容および利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 合鍵の管理方法および紛失した場合の対処方法
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

24 勤務体制の確保等

(1) 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。

条例第34条第1項
基準について第3の
1の4(22)①

- ・就業規則
- ・運営規程
- ・雇用契約書
- ・勤務表
- ・サービス提供記録

C

(2) 当該事業所の従業者によってサービスを提供しているか。

条例第34条第2項

C

※ ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所または指定訪問看護事業所(以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。)との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、区長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

※ 随時対応サービスについては、区長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間で契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者またはその家

条例第34条第3項
基準について第3の
1の4(22)②③④

C

<p>族等からの通報を受けることができる。</p> <p>(3) 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <p>(4) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>条例第34条第4項 基準について第3の 1の4(22)⑤</p> <p>条例第34条第5項 基準について第3の 1の4(22)⑥</p>	<p>・研修計画 ・実施記録</p> <p>・ハラスメントの内容 および防止を明確化 した方針</p>	<p>C</p> <p>C</p>
<p>25 業務継続計画の策定等</p> <p>(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 従業者に対し、業務継続について周知するとともに。必要な研修および訓練を定期的実施しているか。</p> <p>(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p> <p>※ 感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防およびまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する小目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。</p>	<p>条例第34条の2 基準について第3の 1の4(23)</p>	<p>・業務継続計画 ・業務継続に係る研修 記録</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
<p>26 衛生管理等</p> <p>(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行っているか。</p>	<p>条例第35条 基準について第3の 1の4(24)</p>	<p>・委員会資料または議 事録 ・感染症予防の指針 ・感染症予防の研修記 録 ・訓練の実施記録</p>	<p>C</p>

- (2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努めているか。
- (3) 感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。
- (4) 感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備しているか。
- (5) 従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施しているか。

27 掲示

- (1) 事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。
 - (2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
 - (3) 指定地域密着型通所介護事業者は、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。
- ※ 令和7年3月31日までの経過措置期間あり。

28 秘密保持等

- (1) 事業所の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないようにしているか。
- (2) 事業所の従業者および従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏ら

条例第36条
基準について第3の
1の4(25)

・ 掲示物等

・ ウェブサイト

条例第37条
基準について第3の
1の4(26)

・ 就業時の取り決め等の記録（秘密保持誓約書）
・ 就業規則

B
C
C
C
C
C
C
C

<p>すことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者および家族の同意書 	C
<p>29 広告</p> <p>事業者は、事業所について広告をする場合、その内容が虚偽または誇大なものとなっていないか。</p>	<p>条例第38条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等 ・ポスター等 ・広告 	
<p>30 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止</p> <p>事業者は、指定居宅介護支援事業者またはその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p>	<p>条例第39条 基準について第3の1の4(27)</p>		C
<p>31 苦情処理</p> <p>(1) 事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>条例第40条第1項 基準について第3の1の4(28)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情対応マニュアル ・苦情受付簿 ・苦情者への対応記録 ・再発防止策の検討記録 	C
<p>(2) 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p>	<p>条例第40条第2項</p>		C
<p>(3) 事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関し、法第23条の規定により区が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは区の職員からの質問もしくは照会に応じ、および利用者からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>条例第40条第3項</p>		C

<p>(4) 事業者は、区からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を区に報告しているか。</p>	<p>条例第40条第4項</p>		<p>C</p>
<p>(5) 事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>条例第40条第5項</p>		<p>C</p>
<p>(6) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p>	<p>条例第40条第6項</p>		<p>C</p>
<p>(7) 相談窓口の連絡先、苦情処理の体制および手順等を利用申込者等にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示しているか。</p>	<p>基準について第3の1の4(28)①</p>		<p>C</p>
<p>(8) 事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。</p>			<p>C</p>
<p>32 地域との連携等</p>			
<p>(1) サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、区の職員または地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置の活用可）（以下「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対してサービスの提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。</p>	<p>条例第41条 基準について第3の1の4(29)</p>	<p>・議事録等の記録</p>	<p>C</p>
<p>※ 地域住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられる。</p>			<p>C</p>
<p>※ 下記の条件を満たす場合においては、複数の事業所の介護・医療連携推進会議を合同で開催しても差し支えない。</p>			

- ① 個人情報・プライバシーを保護すること。
- ② 同一の日常生活圏内の事業所であること。
- ③ 合同で開催する回数が、1年度に開催すべき介護・医療連携推進会議の開催回数の半数を超えないこと。
- ④ 外部評価を行う介護・医療連携推進会議は、単独で行うこと。
- ※ 1年に1回以上、サービスの改善および質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価について、介護・医療連携推進会議において、第三者の視点からサービスの評価（外部評価）を受けること。
- ※ 外部評価を行う介護・医療連携推進会議には、区職員、地域包括支援センター職員、知見を有し公正・中立な立場にある者が参加していること。
- (2) 「介護・医療連携推進会議」をテレビ電話装置等の活用して行う場合にあつて、利用者またはその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得ているか。
- (3) 介護・医療連携推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。
- (4) 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する利用者からの苦情に関して区が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の区が実施する事業に協力するよう努めているか。
- (5) 当該事業者は、当該事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、サービス提供を行っているか。

33 事故発生時の対応

- (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合、速やかに区、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じて

条例第42条第1項

- ・テレビ電話装置等の活用の同意書 C
- ・議事録等の記録 C
- ・利用者一覧 C
- ・事故対応マニュアル C
- ・区、家族、ケアマネへの報告記録

35 会計の区分

事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。

第43条

・会計書類関係

C

36 記録の整備

(1) 従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備しているか。

第44条

・従業者、設備、備品
および会計に関する
記録等
・サービスに関する書
類等

C

(2) 事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関するつぎの各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。

基準について第3の
1の4(33)

C

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画

② 条例第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

③ 条例第27条第2項に規定する主治の医師による指示の文書

④ 条例第28条第10項に規定する訪問看護報告書

⑤ 第26条第9号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

⑥ 条例第30条の規定による区への通知に係る記録

⑦ 条例第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録

⑧ 条例第42条第2項の規定による事故の状況および事故に際して採った処置についての記録

37 適用除外

連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の職種および員数については、第8条第

条例第45条

1項第4号、第9項、第10項および第12項の規定は適用しない。

連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者については、第27条、第28条第4項、第5項および第10項から第12項までならびに前条第2項第3号および第4号の規定は適用しない。

38 指定訪問看護事業所との連携

(1) 訪問看護を利用しようとする利用者が、当該指定訪問看護事業所からのサービス提供を受けることを選択しない場合は、当該利用者が選択した指定訪問看護事業所との連携を行っているか。

(2) 契約に基づき、連携する指定訪問看護事業者から、つぎの事項について必要な協力を得ているか。

- ① 条例第28条第3項に規定するアセスメント ※
- ② 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保
- ③ 条例第41条第1項に規定する介護・医療連携推進会議への参加
- ④ その他連携指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たって必要な指導および助言

※ 連携指定訪問看護事業所の利用者に関しては、指定訪問看護の提供時に把握した利用者の心身の状況について情報共有を図ることで足りる。

また、連携指定訪問看護事業所の利用者以外に関しても、連携指定訪問看護事業所の職員が必ず行わなければならないものではなく、連携指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のオペレーターとして従事する保健師、看護師または准看護師や、当該連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が実施する他の事業に従事する保健師、看護師または准看護師により実施することも差し支えない。(当該アセスメントおよびモニタリングに従事した時間については当該他の事業における勤務時間とはみなされない。)

この場合、当該アセスメントおよびモニタリングの結果

条例第46条
基準について第3の
1の5(2)

・連携訪問看護事業所
との契約書

C

C

<p>第6 変更の届出等</p>	<p>については連携指定訪問看護事業所に情報提供を行うこと。</p> <p>1 変更の届出等</p> <p>(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定に係る事業所の名称および所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、または休止した当該事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を区長に届け出ているか。</p> <p>(2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該事業を廃止し、または休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止または休止の日の1月前までに、その旨を区長に届け出ているか。</p>	<p>法第78条の5</p>		<p>C</p> <p>C</p>
<p>第7 介護給付費の算定および取扱い</p>	<p>1 基本的事項</p> <p>(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第126号の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。</p> <p>(2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。</p> <p>(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p> <p>2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費</p> <p>(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（I）（1）で訪問看護サービスを行わない場合については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者が、利用者に</p>	<p>告示1</p> <p>告示2</p> <p>告示3</p> <p>告示別表1注1 留意事項第2の2 (1)</p>	<p>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・サービス提供票・別票 ・サービスの提供の記録</p> <p>・同上</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

<p>対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護および夜間のみ行うものを除く）を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、1月につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p>		
<p>(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）（2）で訪問看護サービスを行う場合については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者が、通院が困難な利用者（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者を除く。）に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合（訪問看護を行った場合に限る）に、利用者の要介護状態区分に応じて、1月につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p>	<p>告示別表1注2 利用者等告示4、32 留意事項第2の2 (3)</p>	<p>C</p>
<p>※ 准看護師が訪問看護サービスを行った場合は、所定単位数の100分の98に相当する単位数を算定する。</p>		
<p>(3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）については、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、1月につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p>	<p>告示別表1注3</p>	<p>C</p>
<p>(4) 定期巡回・随時対応型訪問介護費（Ⅲ）については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護従業者が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護（夜間にのみ行うものに限る。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。</p>	<p>告示別表1注4 留意事項第2の2 (4)</p>	<p>C</p>
<p>① 基本夜間訪問サービス費 利用者に対して、オペレーター（指定地域密着型サービス基準第3条の4第1号に規定するオペレーターをいう。）に通報できる端末機器を配布し、利用者からの通報を受けられることができる体制を整備している場合。</p>		
<p>② 定期巡回サービス費 利用者に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等（指定地域密着型サービス基準第3条の3第1号に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、</p>		

定期巡回サービス（同号に規定する定期巡回サービスをいう。以下同じ。）を行った場合

③ 随時訪問サービス費（Ⅰ）

利用者に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等が、随時訪問サービス（指定地域密着型サービス基準第3条の3第3号に規定する随時訪問サービスをいう。以下同じ。）を行った場合

④ 随時訪問サービス費（Ⅱ）

次のいずれかに該当する場合において、1人の利用者に対して2人の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等により随時訪問サービスを行うことについて利用者又はその家族等の同意を得て、随時訪問サービスを行った場合。

- ・利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合。
- ・暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。
- ・長期間にわたり定期巡回サービス又は随時訪問サービスを提供していない利用者からの通報を受けて、随時訪問サービスを行う場合。
- ・その他利用者の状況等から判断して、(一)から(三)までのいずれかに準ずると認められる場合。

3 高齢者虐待防止措置未実施減算

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。

告示別表1注5
大臣基準告示44の6
留意事項第2の2
(5)

C

4 業務継続計画未策定減算

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。

告示別表1注6
大臣基準告示44の7
留意事項第2の2
(6)

C

5 通所サービス利用時の調整（減算）

通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護または認知症対応型通所介護（以下「通所介護等」という。）を受けている利用者に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）の所定単位数を算定する場合を除く。）を行った場合は、通所介護等を利用した日数に、1日当たりつぎに掲げる単位数を乗じて得た単位数を所定単位数から減算しているか。

（1）定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）（1）で訪問介護サービスを行わない場合または定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）の所定単位数を算定する場合

- ① 要介護1 62単位
- ② 要介護2 111単位
- ③ 要介護3 184単位
- ④ 要介護4 233単位
- ⑤ 要介護5 281単位

（2）定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）（2）で訪問介護サービスを行う場合の所定単位数を算定する場合

- ① 要介護1 91単位
- ② 要介護2 141単位
- ③ 要介護3 216単位
- ④ 要介護4 266単位
- ⑤ 要介護5 322単位

6 事業所と同一建物内の利用者へのサービス提供

事業所の所在する建物と同一の敷地内もしくは隣接する敷地内の建物もしくは事業所と同一の建物に居住する利用者に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）または（Ⅱ）については1月につき600単位を所定単位数から減算し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）については定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に算定する所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に

告示別表1注7
留意事項第2の2
(2)

・ 同上

C

告示別表1注8
留意事項第2の2
(7)

・ 同上

C

50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）または（Ⅱ）については1月につき900単位を所定単位数から減算し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）については定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に算定する所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定しているか。

※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）における基本夜間訪問サービス費については、本減算の適応を受けないこと。

7 特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算

別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所またはその一部として使用される事務所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）の所定単位数を算定する場合を除く。）を行った場合は、特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。

8 中山間地域等における小規模事業所加算

別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所またはその一部として使用される事務所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）または（Ⅱ）については1月につき、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）については定期巡回サービスまたは随時訪問サービスを行った際に1回につき、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。

9 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・

告示別表1注9
留意事項第2の2
(8)
厚生労働大臣が定める地域告示

・同上

C

告示別表1注10
留意事項第2の2
(9)
施設基準告示26
厚生労働大臣が定める中山間地域告示1

告示別表1注11

<p>随時対応型訪問介護看護従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）または定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）については1月につき、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）については定期巡回サービスまたは随時訪問サービスを行った際に1回につき、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>留意事項第2の2 (10) 厚生労働大臣が定める中山間地域告示2</p>		
<p>10 緊急時訪問看護加算</p> <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）で訪問介護サービスを行う場合について、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合（訪問看護サービスを行う場合に限る。）には、緊急時訪問看護加算として、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 緊急時訪問看護加算（Ⅰ） 325 単位</p> <p>(2) 緊急時訪問看護加算（Ⅱ） 315 単位</p> <p>(1) について、次に掲げるいずれにも適合すること。</p> <p>① 利用者またはその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。</p> <p>② 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理体制の整備が行われていること。</p> <p>(2) について、(1) ①に該当するものであること。</p>	<p>告示別表1注12 留意事項第2の2 (11)</p> <p>大臣基準告示44の8</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 ・ サービス提供票・別票 ・ サービスの提供の記録 ・ 加算の同意に係る文書 ・ 対応マニュアル等 	<p>C</p>
<p>11 特別管理加算</p> <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護（Ⅱ）について、訪問看護サービスに関し特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。以下同じ。）に対して、</p>	<p>告示別表1注13 留意事項第2の2 (12)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 ・ サービス提供票・別 	<p>C</p>

<p>一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合は、厚生労働大臣が定める区分に応じて、特別管理加算として、1月につきつぎに掲げる所定単位数を加算しているか。</p> <p>※ つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 特別管理加算 (I) 500 単位 (2) 特別管理加算 (II) 250 単位</p>	<p>利用者等告示6、33、34</p>	<p>票 ・サービスの提供の記録 ・主治医の指示書等</p>	
<p>12 ターミナルケア加算</p> <p>告示別表イ(2)について、在宅で死亡した利用者について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、その死亡日および死亡日前14日以内に2日(死亡日および死亡日前14日以内に当該利用者(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。)に訪問看護を行っている場合にあつては、1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。)は、ターミナルケア加算として、当該利用者の死亡月につき2,500単位を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>告示別表1注14 大臣基準告示45(準用8) 利用者等告示35(準用8) 留意事項第2の2(13)</p>	<p>・同上</p>	<p>C</p>
<p>13 主治医の特別指示</p> <p>告示別表イ(2)について、一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問看護サービスを利用しようとする者の主治の医師が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日から14日間に限って、告示別表イ(1)に掲げる所定単位数を算定しているか。</p>	<p>告示別表1注15 留意事項第2の2(14)</p>		<p>C</p>
<p>14 他サービスを利用する場合</p> <p>(1) 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護もしくは特定施設入居者生活介護または夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密</p>	<p>告示別表1注16 留意事項第2の2(1)(2)</p>		<p>C</p>

着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護もしくは複合型サービスを受けている間は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費は算定していないか。

(2) 利用者が一の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている間は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所以外の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費は、算定していないか。

告示別表1注17
留意事項第2の2
(1)(2)

C

15 初期加算 30 単位

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）または（Ⅱ）について、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を開始した日から起算して 30 日以内の期間については、初期加算として、1 日につき所定単位数を加算しているか。30 日を超える病院または診療所への入院の後に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を再び開始した場合も、同様とする。

告示別表1ニ注

- ・サービス提供票・別票
- ・サービスの提供の記録

C

16 退院時共同指導加算 600 単位

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）（2）で訪問介護を行う場合について、病院、診療所、介護老人保健施設または介護医療院に入院中または入所中の者が退院または退所するに当たり、一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の保健師、看護師または理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士が退院時共同指導（当該者またはその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設または介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供することをいう。以下同じ。）を行った後、当該者の退院または退所後に当該者に対する初回の訪問看護サービスを行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院または退所につき1回（特別な管理を必要とする利用者については2回）に限り、所定単位数を加

告示別表1ホ注
留意事項第2の2
(15)

- ・退院時共同指導の記録
- ・訪問看護サービス記録書

C

算しているか。

17 総合マネジメント体制強化加算

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）または（Ⅱ）について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ） 1,200 単位

(2) 総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ） 800 単位

(1) について、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- ① 利用者の心身の状況またはその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、計画作成責任者（指定地域密着型サービス基準第3条の4第11項に規定する計画作成責任者をいう。）、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（指定地域密着型サービス基準第3条の24第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画をいう。以下同じ。）の見直しを行っていること。
- ② 地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）が提供することのできる指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービス基準第3条の2に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。以下同じ。）の具体的な内容に関する情報提供を行っていること。
- ③ 日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。

告示別表1へ注
大臣基準告示46
留意事項 第2の2
(16)

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画
- ・サービス提供票・別票
- ・情報提供に係る文書

- ④ 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。
 - ⑤ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - ・障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流を行っていること。
 - ・地域住民等、他の指定居宅サービス事業者が当該事業を行う事業所、他の指定地域密着型サービス事業者が当該事業を行う事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。
 - ・市町村が実施する法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号に掲げる事業や同条第 2 項第 4 号に掲げる事業等に参加していること。
 - ・地域住民及び利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行っていること。
- (2) について、上記 (1) および (2) に掲げる基準に適合すること。

17 生活機能向上連携加算

- (1) 生活機能向上連携加算 (I) 100 単位
- (2) 生活機能向上連携加算 (II) 200 単位

(1) について、計画作成責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所またはリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成し、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (I) または (II) の所定単位数を算定している場合に限る。以下この注及び注 2

告示別表 1 ト注
留意事項 第 2 の 2
(17)

- ・アセスメントシート
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画
- ・サービス提供票・別票
- ・サービスの提供の記録

C

において同じ。)を行ったときは、初回の当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算しているか。

(2) について、利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所またはリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に計画作成責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士と連携し、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行ったときは、初回の当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算しているか。

※ (1) を算定している場合は、算定しない。

19 認知症専門ケア加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）または（Ⅱ）については1月につき、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）については定期巡回サービスまたは随時訪問サービスの提供を行った際に1日につき、つぎに掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定している場合

告示別表1 注
大臣基準告示3の4
利用者等告示35の2
留意事項第2の2
(18)

- ・対象者の割合に係る記録
- ・資格証
- ・会議議事録等

C

C

- ① 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 90 単位
- ② 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 120 単位
- (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）を算定している場合
 - ① 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3 単位
 - ② 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4 単位

20 口腔連携強化加算 50 単位

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）または（Ⅱ）について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関および介護支援専門員に対して、当該評価の結果の情報提供を行ったときに、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算しているか。

告示別表1リ注
大臣基準告示46の2
留意事項第2の2の
(19)

C

21 サービス提供体制強化加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につきつきに掲げる所定単位数を加算しているか。

告示別表1ヌ注
大臣基準告示47
留意事項第2の2
(20)

- ・研修計画
- ・研修記録
- ・会議議事録
- ・健康診断に係る記録
- ・資格証

C

※ つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定している場合
 - ① サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 750 単位
 - ② サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 640 単位
 - ③ サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 350 単位
- (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）を算定している場合
 - ① サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22 単位
 - ② サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18 単位
 - ③ サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6 単位

22 介護職員処遇改善加算

【令和6年5月31日まで】

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、区長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、つぎに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。

※ つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

算定した単位数の1000分の137に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）

算定した単位数の1000分の100に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）

算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

【令和6年6月1日から】

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、区長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、つぎに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。

※ つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

イからヌまでにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）

イからヌまでにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数

告示別表1ル注
大臣基準告示48
留意事項第2の2
(21)

・介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書
・給与明細等

C

告示別表1ル注1
大臣基準告示48
留意事項第2の2
(21)

(3) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)

イからヌまでにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数

(4) 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)

イからヌまでにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数

【令和7年3月31日まで】

令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、区長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅳ))を算定しているものを除く)が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、つぎに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。

告示別表1ル注2
大臣基準告示48
留意事項第2の2
(21)

※ つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算 (Ⅴ) (1)

イからヌまでにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算 (Ⅴ) (2)

イからヌまでにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算 (Ⅴ) (3)

イからヌまでにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数

(4) 介護職員処遇改善加算 (Ⅴ) (4)

イからヌまでにより算定した単位数の1000分の187に相当する単位数

(5) 介護職員処遇改善加算 (Ⅴ) (5)

イからヌまでにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数

- (6) 介護職員処遇改善加算 (V) (6)
イからヌまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数
- (7) 介護職員処遇改善加算 (V) (7)
イからヌまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数
- (8) 介護職員処遇改善加算 (V) (8)
イからヌまでにより算定した単位数の1000分の158に相当する単位数
- (9) 介護職員処遇改善加算 (V) (9)
イからヌまでにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数
- (10) 介護職員処遇改善加算 (V) (10)
イからヌまでにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数
- (11) 介護職員処遇改善加算 (V) (11)
イからヌまでにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数
- (12) 介護職員処遇改善加算 (V) (12)
イからヌまでにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数
- (13) 介護職員処遇改善加算 (V) (13)
イからヌまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (14) 介護職員処遇改善加算 (V) (14)
イからヌまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

23 介護職員等特定処遇改善加算

【令和6年5月31日まで】

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして区長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該

告示別表1ヲ注
大臣基準告示48の2

・同上

C

基準に掲げる区分に従い、つぎに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。

※ つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）
算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）
算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

24 介護職員等ベースアップ等支援加算
【令和6年5月31日まで】
別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして区長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、イからヌまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。

25 独自報酬（独居高齢者への支援）
独居の利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。

※ 当該加算は、アセスメントにより利用者が単身で居住していると認められる場合に、算定できるものとする。
なお、アセスメントの結果については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等に記載すること。
また、少なくとも月に1回、サービス提供等の際に利用者が単身で居住している旨を確認し、その結果を記録すること。

26 独自報酬（介護・医療連携推進会議の活用とサービスの質の向上に向けた取組）
つぎのいずれにも該当しているか。

告示別表1ワ注
大臣基準告示48の3

・同上

C

独自報酬基準要綱別
表1

・アセスメントシート
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等
・経過記録等

	<p>(1) 練馬区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月練馬区条例第 58 号）（以下「運営等の基準」という。）における介護・医療連携推進会議に関する基準を遵守した上で、この会議への地域の居宅介護支援事業者等の参加を積極的に促し、意見交換を行う等、地域のネットワークを通じてサービスの質の向上を図ること。</p> <p>また、その議事録を区へ提出しているか。</p> <p>(2) 運営状況、活動内容および介護・医療連携推進会議にて話し合った内容等をまとめ、おおむね 6 月に 1 回以上、事業所が外部に対して発信するツール（ホームページや事業所が発行している刊行物等）によって、周知を図ること。</p> <p>また、その実施状況を区へ報告しているか。</p> <p>(3) 地域ケア会議や区が行う集団指導等に参加し、そこで得た情報を用いて、事業所内で勉強会を開催し、その実施状況を記録しているか。</p>	<p>独自報酬基準要綱別表 1</p>	<p>・介護・医療連携推進会議議事録 ・地域ケア会議等議事録等</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	---	---------------------	---	----------------------------